

# 青森県公共事業再評価審議委員会運営要領

平成10年10月19日

改正 平成14年6月9日

## (趣旨)

第1 この要領は、青森県公共事業再評価審議委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第6第3項の規定に基づき、青森県公共事業再評価審議委員会(以下、「委員会」という。)の運営方法等について必要な事項を定め、委員会の透明性・客観性の確保及び円滑な会議運営に資するものである。

## (会議の運営方法)

第2 委員会の会議は、次の各号に掲げるときに、委員長が招集する。

(1) 県が再評価を実施する事業について、評価結果及びその対応方針に係る報告を受け、又は審議を行うとき

(2) その他、委員長が必要と認めたとき

2 会議は、原則として委員等(委員及び設置要綱第3第2項に規定する臨時委員。以下、同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会は、審議に当たり、必要に応じ次の各号に定める事業を選定することができる。

(1) 県が報告を行った事項について、追加資料の提出若しくは補足説明を求める事業

(2) 県又は委員等以外の者から意見を聴取し、又は事業実施地区の現況を調査する事業

## (会議の公開等)

第3 委員会の会議は、公開して行う。ただし、県又は委員等が、個人情報等公開することが適当でないか、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生ずると判断した事項について、委員会の了解を得た場合には、公開しないことができる。

2 委員会に提出した資料は、前項ただし書きにより公開しないこととした事項を除き、公表する。

3 委員会の会議概要は、県が作成し、会議終了後委員会の了解を得て公表する。

( 部会 )

第 4 委員会に、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会は、再評価実施事業のうち委員会が定める事業に係る報告を受け、審議を行い、委員会に対して当該事業に係る意見を述べる。
- 3 部会は、委員長の指名する者をもって組織する。
- 4 部会に部会長をおき、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 部会は委員長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会長が議長となる。
- 8 第 2 第 2 項から第 4 項まで及び第 3 の規定は、部会につき、準用する。この場合、「委員会」は「部会」に、「委員長」は「部会長」に、「委員等」は「部会を組織する委員等」に読み替えるものとする。

( その他 )

第 5 この要領に定めのない事項及びこの要領の変更は、委員会の審議により決定する。

附 則

この要領は、平成 10 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 9 日から施行する。